

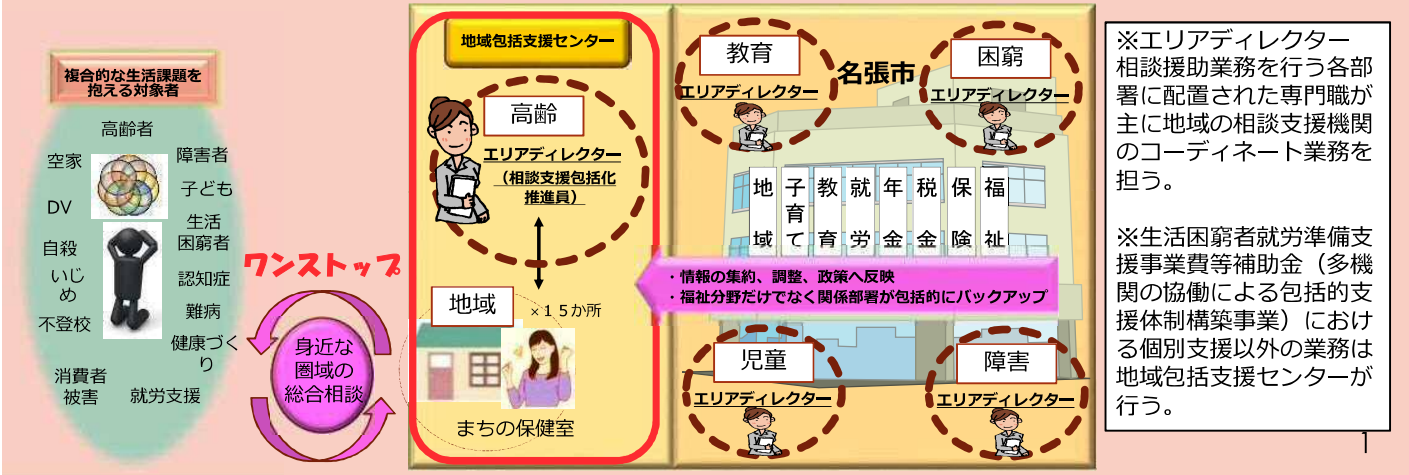
エリアディレクター

～エリアディレクターの設置～

【体制・環境整備】地域包括支援センターにエリアディレクターとして社会福祉士を新たに配置し、地域共生社会構築に向けた各種取組を推進しています。（研修、講演、シンポジウム、機構改革等）

【個別支援】地域づくり組織、まちの保健室と協力し、把握した個別のケースについては、障害、高齢、児童、教育、困窮の各部署で任命された5名のエリアディレクターが支援を組み立て、エリア会議を通じて関係者（関係機関）の調整を行います。

縦割りの関係者から一歩踏み出した支援を引き出し、地域の課題解決能力を高めます。



※エリアディレクター相談援助業務を行う各部署に配置された専門職が主に地域の相談支援機関のコーディネート業務を担う。

※生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（多機関の協働による包括的支援体制構築事業）における個別支援以外の業務は地域包括支援センターが行う。

学校教育室エリアディレクターの動き

4月1日～6月8日分

	活動	回数	具体的な動き、連携機関
訪問・相談活動	学校訪問 (相談者) ・校長 4 2件 ・教頭 4 件 ・教諭 1 件 (校種) ・小学校 3 6件 ・中学校 1 0件	46回	・虐待(ネグレクト)家庭／深夜徘徊、非行生徒／自傷行為生徒への対応相談 ・家庭事情に課題がある家庭等のケース会議の事前調整 ・学校からの虐待通告の事前、事後対応 ・学校職員のメンタルケア相談と医療連携 ・転入生徒の他市からのケース移管の情報収集、情報提供
	保育所訪問	1回	・虐待ケースの見守りについて情報共有
	まちの保健室訪問	15回	・保健室職員と相談・協議、連携・協力依頼
	児相機関訪問	6回	・伊賀児童相談所、家庭児童相談室との個々ケース打ち合わせ
	包括会議	4回	市SSW・教育委員会生徒指導担当との情報共有 個別ケースの連携と見立て、役割分担
会議・連携活動	エリアディレクター会議	3回	包括支援センター・子ども家庭室 生活支援室 障害福祉室 等 庁内協議
	ケース会議	8回	・要保護児童対策地域協議会の会議（庁内各室、小中学校、保育所、警察、児童相談所、保健所、医療機関 等ケースに応じ）
	要対協実務者会議	2回	・全ての要保護世帯、DVケース、各機関見守り家庭のチェック
	(エリア会議・打ち合わせ)	随時	・庁内各室との個々ケースの連絡調整
	他、連携が必要となった機関訪問		訪問看護ステーション、女性相談室